

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布について（事務連絡）

令和4年1月21日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第12号）が別紙のとおり公布され、令和4年4月1日から施行することとされたところです。その趣旨及び主な内容等について下記のとおりとなりますので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 省令の趣旨

「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」の報告書（令和3年8月12日）において、「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的な生活介護サービス費」の支給を、令和5年度末まで継続することが適当とされたことを踏まえ、これらの経過的サービス費の支給を令和6年3月31日まで延長する改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）の一部改正
- 一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例について、現在、令和4年3月31日までとされているところ、令和6年3月31日まで延長する。

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 3 号）の一部改正

- 一定の指定障害者支援施設等を福祉型障害児入所施設とみなす特例について、現在、令和 4 年 3 月 31 日までとされているところ、令和 6 年 3 月 31 日まで延長する。

3. 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日